

別紙1 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

例1 民有林からの出材の場合

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

〇 〇（販売先） 殿

〇 〇素材生産事業者
認 定 番 号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）
2. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3. 物件（森林）所在地
4. 樹種
5. 数量
6. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
 - （1）原料区分
 - 林地残材等
 - その他伐採木
 - （2）原料輸送区分
 - トラック最大積載量：1t車以上 2t車以上 4t車以上
 - 10t車以上 20t車以上
 - 輸送距離：10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
 - 100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。

また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定

書の写しを添付。

ただし、林野庁作成の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年6月)」2(1)①の除伐により生じた木質バイオマスにあつては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書(所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨等を記述)を添付。

GHG関連情報(2)原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位(切り上げ)の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載(例えば、250km以下、350km以下など)や10km単位での数値記入欄の設定(例えば「 0km」が可能)。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離(10km単位(切り上げ))と積荷状況の区分(「空荷の復路を含む」又は「往路のみ)を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除(例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など)が可能。

注 本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報(1)原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢20年以下の主伐の場合に使用することに留意。